

お客さま各位

新宮信用金庫

未利用口座管理手数料新設のご案内

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび当金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、令和2年10月1日（木）以降に新規開設いただく普通預金口座に導入させていただくことといたしました。

本手数料はあくまでも令和2年10月1日以降に開設され、未利用の状態となった普通預金口座に対して適用させていただくものであり、通常の入出金や口座振替等でお取引されているお客さまの普通預金口座が対象となることはありません。

なお、普通預金口座には総合口座も含まれます。

【未利用口座管理手数料の対象となる普通預金口座】

以下の条件を全て満たす普通預金口座を対象といたします	
1	令和2年10月1日以降に開設された普通預金口座であること
2	最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない普通預金口座であること。
3	該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること。
4	お取引店舗における、他のお預かり金融資産（定期性預金・国債・保険など）のお取引がないこと。
5	お取引店舗における、お借入れがないこと。

※ 紛失などによりご利用を停止されている普通預金口座も対象となります。

【未利用口座管理手数料のご案内について】

- お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。（「ご案内」が延着または到達しなかった時でも通常到達したものとみなします。）
- ご案内後、一定期間（約3ヶ月）経過後もお取引がない場合に、年間1,200円（消費税別）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- 翌年以降も口座の未利用状態が続く場合は手数料の対象となります。手数料の対象となったお客さまにおかれましては、口座利用によるお取引の再開、または今後ご利用予定のない場合は、不正利用防止の観点から解約をご検討ください。

【口座の自動解約について】

- 残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能になった場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、当該口座を自動的に解約させていただきます。
- なお、一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用には応じ致しかねますので予めご了承ください。

ご不明な点は、お取引店までお問合わせください。